

10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

内部質保証の前提としての自己点検・評価は、九州産業大学学則第2条（自己点検及び評価）に「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする」と規定し、同条第二項では「前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする」と規定している。

同学則に基づき「九州産業大学自己点検・評価委員会規程」を定め、学長を委員長とする九州産業大学自己点検・評価運営委員会の下で、学部・大学院など全学的な自己点検・評価を毎年実施している。

平成23年度は、第2回目となる平成24年度の認証評価申請を念頭に（財）大学基準協会の新大学評価システムに対応すべく、再編・統合された10の新基準と評価項目に沿って点検・評価を行っている。基準ごとに3つの柱である「現状説明」「点検・評価」「将来に向けた発展方策」に基づき、次年度の自己点検・評価につながるよう改革・改善を図っている。その際、エビデンス（根拠）を明確にし、客観性、妥当性を担保している。

また、前回の認証評価の結果をはじめ、それに続く改善報告書及び完成報告書の検討結果を受け、中長期にまたがる改善事項について引き続き鋭意取り組んでいる。

この取り組みの結果として、「自己点検・評価報告書（冊子）」、「大学基礎データ集（冊子）」を作成し、従来どおり教職員をはじめ、文部科学省、私立大学協会、（財）大学基準協会、付属高校などに配布するとともに、ホームページに公表する。また、「専任教員の教育・研究業績集」（5カ年分記載）を4年ごとに作成している。

説明責任のひとつとして、ステークホルダーなどに対し、詳細な情報を広く社会に公表することにより、教育・研究や社会貢献活動等の透明性を確保している。

情報の提供については、ホームページを開設し「大学案内」「学部・大学院」「教員紹介」「キャンパスライフ」「進路・就職」「学外連携」「入試情報」「学生紹介」「学長室より」「九州産業大学ニュース」「イベント情報」等について最新の詳細な情報を提供している。

また、広報誌「+K」「学園報」「紙風船」を発行し学内外に様々な情報を提供している。更に、平成23年4月からは、従来の情報公開の内容を見直し、教育情報として、建学の理念・理想、学則、人材養成その他の教育研究上の目的、学部・学科・大学院研究科、組織図、教員組織、入学者受入方針、授業科目・授業内容、キャンパスの概要、福利厚生施設、学生支援関係などを整理し、公表している。

また、学外からの各種問合せや苦情の対応については、総務部学外連携課が窓口となり

各部所と連携を取りながら真摯な対応を行っている。

現在、情報公開請求制度の整備を急ぐ一方で、個人情報保護に配慮しながら、社会に開かれた大学として、現在提供できる全ての情報を積極的に公開している。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証は、自己点検・評価の充実を前提としたシステムとして学内に整備している。具体的には、認証評価機関による定期的な第三者評価、自己点検・評価、情報公開などの仕組みにより、質保証システムの成熟を目指すなかで、全学的に大学の質を維持・向上するための様々な取組を推進している。すなわち恒常的な自己点検・評価、履行状況調査及び情報公開の仕組みを検証するとともに、内部質保証の向上に努めている。その際、目標や計画と実際の達成（進捗）状況との照合を行う中で、目標と実績との差異分析を基本に据え、自己点検・評価の実質化を図っている。

自己点検・評価運営委員会が策定した基本方針および到達目標に沿って、自己点検・評価の結果を改革・改善につなげるべく、整備したPDCAサイクルを適切に機能させることによって大学全体の質向上のスパイラル・アップを図っている。

現在、本学では教員の教育研究活動の内容を教員紹介ページで公開しており、最新の研究業績等の情報を教員自らが更新し、紹介できる環境となっている。

大学に帰属する知的財産については、産学連携支援室が一元管理を行い、「技術シーズ」としてホームページ及び冊子によって公開している。

・内部質保証を掌る組織の整備

自己点検・評価に係る推進拠点として、大学改革推進本部に設置した「大学評価室」において、自己点検・評価を基盤とした認証評価への対応を図るとともに、組織的FD及びJABEEなどを推進するための全学的な組織として、役割と機能を果たしている。

内部質保証は、自己点検・評価を基盤とした恒常的な改革・改善を図るための自律的なシステムとして学内に整備している。同評価室を中核として、学長を委員長とする自己点検・評価運営委員会の下に設けた学部・研究科等及び事務局各部の実施委員会と有機的な連携を図るとともに、適宜必要な情報を収集・発信している。

これらに機動的に対応するため、専門性の高い事務職員を2人配置している。

平成24年度には、同室が（財）大学基準協会による第2回目の認証評価の受審を統括する。

・自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

「九州産業大学自己点検・評価運営委員会」の下部組織として、各学部・各研究科および事務局各部に実施委員会を設置している。これらは、質保証の基幹となる活動主体であり、各部所との有機的な連携を図りながら、理念・目的の達成に向けて教育研究活動などの改善・改革を図るべく、問題点等を集約するなど、全学レベルで改革・改善に直結した取り組みを行っている。

両委員会組織の改革・改善に向けた活動は、自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムを担うなどの役割と機能を果たすとともに、全教職員間の一体性を重視した協働を構築する仕組みとして、P D C Aサイクルを有機的に機能させている。

本学のコンプライアンスに係る取組みとしては、平成 22 年 3 月に法令などを遵守するために必要なコンプライアンスの行動原則を示した「学校法人中村産業学園コンプライアンス行動規範」を制定するとともに、「学校法人中村産業学園コンプライアンス通報窓口」を設置している。

また、併せて学校法人中村産業学園コンプライアンスに関する「推進規程」「委員会規程」および「調査委員会細則」を構成員全員に周知し、コンプライアンスの推進に努めている。

コンプライアンスの理解・推進を目的として、平成 23 年度は、「就業規則等の学内諸規則の遵守」及び「情報の不適切な開示、漏洩、不当利用の防止など適切な管理と保護」の重点推進項目の策定と九州厚生局麻薬取締部から講師を招き「コンプライアンス事例研究～薬物乱用防止について～」学園全体研修会を開催した。

キャンパス・ハラスメントの防止については、すべての構成員が安全で公正な環境で学び、働くことができるよう、いかなるハラスメントにも容認しないキャンパスの実現に向けて、規程の制定、パンフレットの配布、相談窓口の設置および相談員を配置している。また、学外講師による「大学におけるハラスメントの防止について（アカハラ事例研究と対応）」研修会を開催し、キャンパス・ハラスメントの防止に努めている。

更に、本学における研究活動上の不正行為防止に関する規程の制定、研究活動における行動規範、公的研究費不正防止計画等を策定するとともに、法律特許事務所の弁護士・弁理士による「知的財産（著作権を中心に）」セミナーを開催し、公的研究費による研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為に厳正かつ適切に対応している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

・内部質保証の方針と手続きなど

本学の理念・目的を実現に向け、自己点検・評価の実質化を促進するために、内部質保証システムを有効に機能させ、全学的にP D C Aの改善サイクルを浸透させている。

具体的には、組織レベル及び個人レベルでの自己点検・評価が充実するとともに、その結果を改善・向上につなげるために、九州産業大学自己点検・評価運営委員会の下部組織である実施委員会において、不断に自己点検・評価活動を実施している。

実施委員会は、各学部、各研究科及び大学事務局各部等に置いており、運営委員会が年度初めに策定した基本方針および到達目標に基づき、各学部、各研究科及び事務局各部などの諸活動について点検・評価を行い、その結果をまとめて、運営委員会に報告する仕組みを構築している。

実施委員会が設けた作業部会が自己点検・評価実施報告書の作成を担当している。運営委員会は、実施委員会から報告された自己点検・評価の結果を総括し、取りまとめ等を行っている。

自己点検・評価は、原則として、(財) 大学基準協会の大学評価ハンドブックなどに沿

って実施しており、7カ年ごとの認証評価の周期の中で、各年度の自己点検・評価を通じて内部質保証システムを計画的かつ段階的に機能強化している。同ハンドブックを参考に自己点検・評価運営委員会の資料として作成した自己点検・評価実施要領などは、同報告書を総括するためだけではなく、全学的な不断の点検・評価活動のツールとしての役割を果たしている。同協会の大学基準の趣旨・内容に照らし、組織として、また個々として教職員が相互に連携協力している。

また、それを補完するため、実施委員会は、必要に応じて同協会が公開している自己点検・評価及び認証評価に関する各種情報の活用に努めている。

このように、PDCAの改善サイクルの中で、自己点検・評価を基盤として、継続的な質の向上を可能にする管理運営システムを整備することにつながっている。

ホームページによる教員の教育研究活動紹介は、大学進学を目指している高校生への情報提供の他、企業等からの技術相談等、産学連携の面でも効果を上げている。

知的財産のデータベースについては、本学の研究成果の紹介に役立っており、一部の知的財産については製品化に向けて企業との連携が進んでいる。

・ 学外者の意見の反映および外部評価

本学は、平成17年4月に認証評価機関である(財)大学基準協会に「相互評価ならびに認証評価」申請を行い、「適合」の認定を受けた。また、ステークホルダーなどに対しては、自己点検・評価活動を通じて、詳細かつ有用な情報を広く社会に公開することで本学の説明責任を果たしている。

また、工学部及び情報科学部については、国際的にも通用性の高い技術者教育プログラムであるJABEE(日本技術者教育認定機構)の認定を受けている。両学部ともに、社会の要求水準を満たす高い教育目標を定め、カリキュラムを設計し、達成度評価を行い、その結果に基づく改善を図っている。同機関による定期的な評価結果に基づき、絶え間なくPDCAサイクルを検証し、確実に機能している。

工学部の全7学科のうち、5学科(電気情報工学科、住居・インテリア設計学科を除く)は、平成23年度に中間審査を、また、電気情報工学科は、新規認定申請に伴う実地審査を受けた。また、情報科学部は、認定継続審査を受けた。

これら両機関による外部評価を本学の質向上の中心に据えているため、学外者による定期的な検証は十分果たされている。これにより、学内の恒常的な評価の仕組みが整備され、客観性・妥当性が確保されている。

・ 認証評価機関等からの指摘事項への対応

平成21年度に(財)大学基準協会による「相互評価結果ならびに認証評価結果」の問題点の指摘に関する「助言」などへの改善報告書を提出した。その結果、改善進捗や意欲的な取り組みに対する一定の評価を得た。今後の改善経過について再度報告を求められる指摘事項はなかった。改善報告書の「評価後の改善状況」に対する検討結果(コメント)を真摯に受け止め、各学部・研究科等が引き続き改革・改善に取り組んでいる。

また、情報科学部・情報科学研究科については完成報告書を提出した。情報科学部の、

「学生の受け入れ」の状況について、情報科学部の入学定員に対する入学者数比率の過去5年間の平均が0.72、収容定員に対する在籍学生数比率が0.68と低いとの検討結果を受けた。これに対する同学部におけるその後の改善経過は、次のとおりである。

「平成21年度の学科再編及びカリキュラム改訂を機に、入試広報活動の成果もあり、入学者数は130人台まで回復した。しかしながら、定員を満たすまでには至っておらず、平成23年4月から学長のもとで全学的な見地から学部・学科の再編に着手している。再編にあたっては、受験生に対して工学部電気情報工学科との違いを明確にし、情報科学部の現有的人的及び物的「力」を最大限引き継ぐ教育研究内容にすることに全力を傾注している」

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

大学評価室が推進拠点となり、規程に基づく「九州産業大学自己点検・評価運営委員会」を基軸として、全学的な自己点検・評価の実施体制が整備されている。学長を委員長とする同委員会及び下部組織としての実施委員会等と大学評価室は、質向上の要となるPDCAサイクルの組織的な展開を念頭に、FD委員会との相互連携を図りながら、不断に改革・改善を図っている。

また、自己点検・評価の結果（毎年度）及び認証評価結果（前回）の社会への公表を通じて説明責任を十分果たしている。従来から、各種の媒体を通じて、あらゆる情報の積極的な公表に努めてきた結果、本学の理念・目的、教育目標について、社会やステークホルダーから理解を得るといった目的が達成されている。

自己点検・評価と認証評価の関係性を整理しつつ、PDCAの各段階における責任主体、組織、権限、方針や手続きは明確であり、適切に機能していると言える。

結果として、いわゆる評価文化が大学内に根付いてきたことは一つの進展と言える。

平成23年度は、(財)大学基準協会の新大学認証評価システムに対応すべく、全学的な共通認識のもと、平成24年度の認証評価申請に向けた自己点検・評価の高度化を図るとともに、次なるPDCAサイクルが定着するなど、一定の効果が上がっている。

また、学校法人中村産業学園コンプライアンス行動規範等の周知、各部所における推進計画の策定および研修会を開催したことにより、コンプライアンスに対する意識の醸成が図られている。また、大学が取り扱う情報については、①広く社会に対して情報公開を積極的に行うこと。②法人と設置する学校に関する情報及び業務遂行過程において、取り扱う情報は適切に管理すること。③情報の不適切な開示、漏洩、不当利用を防止するなど、適切な管理と保護に努めること。④個人情報保護を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適切な方法で行うことを挙げており、今後も情報の開示と適切な情報管理を促進する。

②改善すべき事項

認証評価における質の保証は、客観的で合理的なデータの裏付けが必要不可欠であり、その基盤となる自己点検・評価の点検・評価項目に対する目標の設定と、目標の達成状況や成果を図るための指標が重要である。各々が定めた目標に照らして客観的な指標に基づき、より適切に自己点検・評価を実施するためには、(財) 大学基準協会が指定する大学基礎データ集の項目のほか、達成状況などの検証に必要な目標の設定・データの収集・分析・蓄積を行い、これらを学部・大学院及び事務局各部において共有し活用することにより、エビデンスに基づいた客観性、透明性の高い評価ができる。

今後、将来に向けた目標を定量的に捉えるため数値化するなど、その達成度を可視化することで、全学的な改善・改革に資する恒常的なPDCAサイクルの更なる向上を目指すことができる。

コンプライアンスや各種ハラスメントに関しては、毎年、研修会等を実施するなどし、構成員への意識の啓蒙活動を行っているが、コンプライアンス違反やハラスメント違反に該当するような事案が発生しているのは事実である。

今までの啓蒙活動に加え、一人でも多くの構成員の更なるコンプライアンスなどに対する意識の啓蒙のために、研修会等を実施して、法令遵守はもちろんのこと、モラルの向上を図る。

コンプライアンスなどを進めるためには、発生が予測される危機を可能な限り回避し、危機が発生した際の被害を最小限にするため、あらかじめその対応や体制を整えておく手法手段をしっかりと計画し、問題が生じた際に、その要因を追求し再び起こらないように体制を整える。

教員情報を一元的に管理するデータベースはシステムとしては構築されているものの、運用ルールが定められていないため、現在稼働していない状態である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学は、全学的な自己点検・評価を不断に行ってきた中で、その自律性と有効性を高めるための仕組みが定着してきた。経年で見れば、(財) 大学基準協会の達成度評価および基盤評価に照らし、確実にその実効性が発揮されている。

自己点検・評価は、単年度で完結し得るものではなく、数カ年にわたる経年推移の中で達成されるものであり、自己改善力をもったシステムでなければならない。このような認識を踏まえ、平成23年度は更に自己点検・評価の質的向上を図るため、教職員のすべてが全学一体となって、平成24年度の認証評価申請を念頭に、確実な内部質保証システムの充実のためのPDCAサイクル機能を見据え、不断の自己点検・評価の蓄積のうえに、改革・改善に取り組む。

換言すれば、自己点検・評価のための自己改善システムの更なる定着に努める。

また、本学の目指すところは、コンプライアンスなどの規範を遵守するための公正な組織を作り社会の信頼を得ながら、大学人として、その公共性を自覚し、教育を通じて社会的責任を果たしていくことにある。

そのためには、コンプライアンス、すなわち法令はもちろんのこと、倫理を含む社会的な規範や学内の規則、ルールなど、あらゆる規範を遵守し、今後も学園の行動理念に則って行動することを促進する。

教員の研究活動及び知的財産データベースの公開は、本学の活動業績を社会に周知するための有効な手段として今後も継続していく。

②改善すべき事項

大学の質保証として、自己点検・評価と認証評価との適切な役割分担と協調を確保する必要がある。その意味で、適切な自己点検・評価を行うためには、具体的で到達可能な目標や計画を設定のうえ、スパイラルが連綿と続くよう大学の置かれた現状を把握する必要がある。そのためには、定性的な評価以上に、エビデンスを重視した定量的・客観的なデータに基づく評価を実施することが求められる。

その性質上、事後評価としての認証評価の周期の中で、目的や手段としての自己点検・評価ではなく、結果として捉えつつ、確実に自己点検・評価の結果を改善・改革につなげることが不可欠である。

また、自己点検・評価の結果を総括するため、従来は同時刊行していた冊子に関して、自己点検・評価報告書を作成するにあたって、大学基礎データ集を早めに作成すれば、それを最大限活用できることから、作成時期を見直すことも有効である。

自己点検・評価の実質化のためには、内部質保証システムを有効に機能させるとともに、FD活動の基本方針に沿ってFDの実質化を図り、実行、改善、検証までのプロセスについて適切に自己点検・評価を行うことが、なお一層求められる。

コンプライアンスなどに関しては、不祥事を起こさない職場風土をつくり上げる必要がある。そのためには、構成員全員が公私にわたって自らを厳しく律することが大事であり、構成員全員の意思改革が必要である。

今後、構成員の更なるコンプライアンスなどに対する意識の啓蒙活動を行い、些細なことからも、改善する意識を醸成し、不祥事を許さない職場風土づくりに努め、大学の社会的信頼性と職務遂行の公正・公平を推進するとともに、コンプライアンスなどの重要性を深く認識させ、法令、条例及び倫理を含む社会的な規範や学内の規則、ルールなどを遵守するための啓発を促進する。

情報公開請求制度の整備については、学園の財務書類の閲覧に関し、「学校法人中村産業学園財務書類閲覧に関する規程」を制定し、閲覧請求できる者を①学園の設置する学校に在学する学生及びその保証人、②学園と雇用契約にある者、③その他学園との間で法律上の権利義務関係を有する者と規定し、鋭意対応している。

しかし、今後は、大学の運営や教育研究等の諸活動の状況について、社会的な説明責任

を果たすために、より一層の透明性を確保し、教育研究の質向上に資するため、情報公開請求における規程等と体制を整備する。

そのため、現在、平成24年4月1日施行を目的に「学校法人中村産業学園情報公開規程(仮称)」を策定中であり、情報公開請求に対応できるよう進めている。

ホームページによる教員の教育研究活動紹介を充実するため、学部等及び関連部所と協議の上、教員がより積極的に情報提供するための啓発及び環境整備を検討する必要がある。

なお、教員が情報を入力するにあたって負担とならないよう、また、情報を効率的に管理・運用するためにも、教員情報を一元的に管理するデータベースが効果的であることから、平成24年度中の運用開始を目指し、より効率的なシステムの構築及び情報を社会に公開するための運用ルールの作成に取り組むものとする。

技術シーズ集については、本学の知的財産の広報活動にとってより効果的となるように内容を随時見直ししていく。

4. 根拠資料

- 資料 1.5 - 「九州産業大学ホームページ www.kyusan-u.ac.jp」
- 資料 7.2 - 「九州産業大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程」
- 資料 7.3 - 「九州産業大学研究活動における行動規範」
- 資料 7.4 - 「公的研究費不正防止計画について(第1次)」
- 資料 10.1 - 「自己点検・評価に係る基本方針及び到達目標」
- 資料 10.2 - 「平成23年度九州産業大学FD活動の基本方針」
- 資料 10.3 - 「九州産業大学自己点検・評価委員会規程」
- 資料 10.4 - 「九州産業大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」
- 資料 10.5 - 「改善報告書検討結果(九州産業大学)」
- 資料 10.6 - 「完成報告書検討結果(九州産業大学情報科学部)」
- 資料 10.7 - 「完成報告書検討結果(九州産業大学情報科学研究科)」
- 資料 10.8 - 「学校法人中村産業学園コンプライアンス推進規程」
- 資料 10.9 - 「学校法人中村産業学園通報システム」
- 資料 10.10 - 「学校法人中村産業学園コンプライアンス委員会規程」
- 資料 10.11 - 「学校法人中村産業学園コンプライアンス調査委員会細則」
- 資料 10.12 - 「技術シーズ集」